

農地法第3条第2項の許可基準について

項目	規定（許可できない場合）	規定の主な例外	判断基準等
全部効率利用（1号）	本人又は世帯員等が、権利取得後に利用すべき全ての農地等を効率的に利用して耕作しない場合	①法人が、主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために利用する場合 ②市町村等が、公用又は公共用に利用する場合 ③学校法人、医療法人、社会福祉法人等が、業務の運営に必要な施設の用に利用する場合	○判断の対象農地等は、「現在の権利取得地（借地を含む）」＋「申請地」 ○本人又は世帯員等が、所有農地等を他者に貸し付けていたとしても、適切に耕作されている場合等は、当該貸付農地等は「すべてを効率的に利用すべき」農地等には含まれない。 ○住所地からの距離のみで画一的に判断せず、経営規模、作付作目等を踏まえ、機械の確保状況、労働力、技術等を総合的に勘案する。
常時従事（4号）	本人又は世帯員等が、権利取得後に必要な農作業に常時従事しない場合	①法人が、主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために利用する場合 ②市町村等が、公用又は公共用に利用する場合 ③学校法人、医療法人、社会福祉法人等が、業務の運営に必要な施設の用に利用する場合 ④農協等が、稚蚕桑園等に利用する場合 ⑤森林組合等が、樹苗の採取・育成に利用する場合 ⑥乳牛等の育成事業を行う一定の法人が、事業用施設に利用する場合 ⑦東日本・中日本・西日本高速道路側が、樹苗育成に利用する場合	○「必要な農作業」とは、当該地域の農業経営の実態からみて通常農業経営を行う者が自ら従事すると認められる農作業をいう。 ○「常時従事」については、原則、本人又は世帯員等の権利取得後の農作業従事日数が年間150日以上であれば、認められる（150日未満であっても当該農作業を行う必要がある限り農作業に従事していれば、認めるものとする。）。 ○許可に当たっては、現地調査を行う。
地域との調和（6号）	周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがある場合		
農地所有適格法人（2号）	農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する場合	「常時従事」の例外事由のいずれかに該当する場合	○権利取得後に農地所有適格法人の要件を欠く場合は、許可できない。 ○設立手続中の法人が現物出資を受ける場合、要件を満たし、かつ、定款を作成していれば、設立登記前でも、農地所有適格法人として扱う。
上記のいずれかの規定に該当しても、許可できる場合（ただし書）		区分地上権等の設定、移転の場合	○申請地及び周辺農地等の営農条件に支障がなく、かつ、行為の妨げとなる権利者の同意を得ている場合のみ、許可できる。
		①農協等が受託により権利を取得する場合 ②農協等が使用貸借による権利又は賃借権を取得する場合	○農協等が自ら係る農業経営を行う体制が整備されていないと認められる場合等農業経営を適切に行うと認められない場合は、許可できない。

上記の2号（農地所有適格法人）及び4号（常時従事）の規定に該当しても、許可できる場合（3項）	使用貸借による権利又は賃借権の設定の場合で、次のすべてを満たすとき ①農地等を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件が書面による契約において付されていること。 ②地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ③法人の場合は、業務執行役員又は重要な使用人のうち1人以上の者が耕作又は養畜の事業に常時従事すること。	○「適切な役割分担の下に」とは、共同利用施設の取決め遵守、獣害被害対策への協力等をいい、確約書の提出等により確認する。 ○「業務を執行する役員」とは、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいう。 ○耕作の又は養畜の事業は、農作業に限定されるものではなく、営農計画の作成、マーケティング等を含む。
---	---	---

（注）「判断基準等」については、「農地法関係事務に係る処理基準について」による。